



報道関係者各位  
プレスリリース

2025年3月3日

特別民間法人



高圧ガス保安協会  
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

## 水素社会推進法規集(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法規集)を発行しました

特別民間法人高圧ガス保安協会は、令和6年10月23日に施行された水素社会推進法<sup>(※)</sup>(令和6年法律第37号)及び同法関係政省令・告示等に加え、記載要領等も収録した法規集を2月25日より販売開始しました(A5サイズ/278ページ/定価5,500円(税込)送料別)。

(※) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律

本書は、水素社会推進法(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律)及び同法関係の政省令・告示を収録しています(令和6年10月23日時点の内容を掲載)。

法令の引用や読み替えが多い同法に対する読者の理解を深めるため、本文中に引用法令及び参照条項を色刷り(赤字)で収録し、条文近傍で高圧ガス保安法をはじめとする引用法令や参照すべき条項をすぐに確認できるようにしています。

その他にも参考資料として、資源エネルギー庁が公表している「低炭素水素等供給等事業計画の認定申請書 様式第一・別表1 記載要領」と「価格差に着目した支援の認定申請に関するQ&A」(いずれも2024年12月26日時点版)を掲載するなど利便性の高い出版物となっております。

詳細は、以下のKHKホームページをご確認ください。

[https://www.khk.or.jp/public\\_information/public\\_introduction/hydrogen/hydrogen\\_collection.html](https://www.khk.or.jp/public_information/public_introduction/hydrogen/hydrogen_collection.html)



### 【記載例】

#### 関係条項や該当様式を記載

#### 記載要領

様式第一(第2条第1項関係)

低炭素水素等

経済産業大臣 名 殿

国土交通大臣 名 殿

関係(経済産業大臣に申請する場合)

関係(国土交通大臣に申請する場合)

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

国土交通大臣に報告する場合

第七條 低炭素水素等供給事業を行い、若しくは行おうとする者(「低炭素水素等供給事業者」という。又は低炭素水素等利用事業を行い、若しくは行おうとする者(以下「低炭素水素等利用事業者」という。))は、単独で又は共同して、低炭素水素等供給等事業に関する(以下「低炭素水素等供給等事業計画」という。))を作成し、省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

#### 【参】申請

認定に関する省令 第二条第一項、第五項

(認定書・通知書)

認定に関する省令 第二条第一項、第二項

(主務大臣等)

法 第四十一条第二項

(様式)

記載要領 様式第一

低炭素水素等

経済産業大臣 名 殿

国土交通大臣 名 殿

関係(経済産業大臣に申請する場合)

関係(国土交通大臣に申請する場合)

#### 他法令も収録

3 この法律において「低炭素水素等利用事業」とは、エネルギー又は原料としての低炭素水素等の利用(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する自動車又は同法第三項に規定する原動機付自転車に充填することを含む。以下同じ。)及びこれに伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行う事業をいう。

#### 【参】道路運送車両法

(定義)

第二条

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれ

【本件お問合せ先】

特別民間法人高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 担当：狩野、木村(悦)

電話：03-3436-6102 Mail：book@khk.or.jp